* 防犯カメラの設置基準（例）

１　目的

　　この基準は、各町内会等が設置する防犯カメラについて、適正な運用のための必要な事項を定めることにより、犯罪を防止することと個人のプライバシーを保護することの調和を図ることを目的とする。

２　防犯カメラの設置場所、撮影範囲等

　　防犯カメラの設置場所、撮影範囲等は、次のとおりとする。

1. 設置場所：

　　　　　　　　１台

（２）撮影範囲：出入口及びその周辺

（３）撮影時間：防犯カメラの撮影時間は、終日とする。

（４）録　　画：防犯カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

３　防犯カメラの運用責任者の指定等

（１）防犯カメラの運用を適正に行うため、防犯カメラの運用責任者を置く。

（２）運用責任者は、○○○○（自治会長又は町内会長に代わる者）をもって充てる。

（３）運用責任者の責務は、次のとおりとする。

　　ア　画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用の防止のために必要な措置

に関すること。

　　イ　防犯カメラの運用に従事する者に対する指導、監督に関すること。

　　ウ　その他画像の適正な取扱いに関すること。

４　画像の管理

　　画像の漏えい、滅失、き損、改ざんの防止等のため、次の措置を講じる。

（１）画像の保管方法

　　ア　画像の保管は、防犯カメラに内蔵された記録媒体内とし、必要に応じて画像を

取り出す方法とする。

　　イ　原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

（２）画像の保存期間

　　　画像の保存期間は、○○○○（数週間から月単位の保存）とする。ただし、犯罪

捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるもの

とする。

（３）画像の消去

　　　画像の消去は、初期化（又は上書き）により行うものとする。ただし、媒体を廃

棄する場合は、破砕のうえ、廃棄するものとする。

５　画像の利用及び提供制限

（１）画像は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は他者に提供しないものと

する。

　　ア　法令に基づく場合

　　イ　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合

　　ウ　捜査機関等から犯罪・事故の捜査等の目的による要請を受けた場合

（２）（１）に基づき、画像を他者に提供する場合には、運用責任者の許可を得たうえ

で提供するものとし、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的・理由

等を書面に記録するものとする。

６　設置表示

　　防犯カメラが設置されていることについて、通行者（施設利用者）の見やすい場所

に「防犯カメラ作動中」等その旨を表示することとする。

７　苦情等の対応

　　苦情や問い合わせには、運用責任者が適切かつ迅速に対応するものとする。

※　防犯カメラの運用指針（例）

○○○○（設置する町内会名など）の防犯カメラの運用指針

（目的）

第１条　この運用指針は、○○○○（自治会又は町内会名）において、防犯カメラを設置及び運用するにあたり、必要な条項を定めることにより、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、本○○○○員（自治会又は町内会名）の安全安心を確保し、プライバシーを保護することを目的とする。

（管理者の責任）

第２条　　防犯カメラの管理者は、本○○○○（自治会長又は町内会長）とする。

２　管理者は、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

（防犯カメラの設置目的と設置場所）

第３条　　本○○○○（自治会又は町内会名）が設置する防犯カメラは本○○○○（自治会又は町内会名）内及び周辺地域の犯罪の予防を目的とし、当該目的を達成するために、必要な限度において設置するものとする。

（防犯カメラの設置に関する措置）

第４条　　管理者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

（１）　防犯カメラについて、その設置目的を達成するために必要な限度の範囲が、その撮影対象区域となるように調整し運用する。

（２）　防犯カメラの犯罪抑止効果の増大と、施設等利用者のプライバシー保護の観点から、設置区域内の見やすい場所に、次の事項を容易に視認できる方法により表示（又は必要に応じ防犯カメラ設置「作動中」の有線放送等を）するものとする。

ア　「防犯カメラ設置中」の表示

イ　管理者の表示

（運用責任者等の指定）

第５条　　管理者は、防犯カメラを運用するにあたっては、その適切な管理及び利用を図るため、○○○○（自治会副会長又は町内会副会長など）を運用責任者として指定するものとする。

２　管理者及び運用責任者は、必要に応じて画像記録装置の操作を行う者を指定し、指定された者以外の操作を禁止する。

（画像の保存及び取扱い）

第６条　　防犯カメラの画像の保存等に関する取扱いは、次に掲げるとおりとする。

（１）　画像は撮影時の状態のままで保存することとし、加工してはならない。

（２）　画像の保存期間は、秒４コマ・１０日とし、その期間を経過した画像は自動的に上書きによって消去されるものとする。但し法令等に基づく場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合はこの限りでない。

（３）　記録媒体を廃棄する場合は、破砕とうにより確実に廃棄処分を行う。

（４）　防犯カメラにより知り得た情報は、みだりにこれを漏らしてはならない。

（画像の利用及び提供の制限）

第７条　　画像は次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的に利用し、又は他に提供してはならない。

（１）　法令等に基づく場合

（２）　個人の生命、身体又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合

（３）　捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

（苦情処理）

第８条　　管理者は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附則

　　この運用指針は、令和○年○月○日から施行する。